

空知教育センター組合教育委員会規則第1号

空知教育センター組合教育委員会の所管に係る情報公開に関する規則

滝川市の条例の準用に関する条例(昭和 55 年空知教育センター組合条例第2号)第1条において準用する滝川市情報公開条例(平成9年滝川市条例第6号。以下「情報公開条例」という。)が適用される空知教育センター組合教育委員会が管理する公文書に係る情報公開条例の施行については、滝川市の規則の準用に関する規則(昭和 56 年空知教育センター組合規則第2号)第2条第1項において準用する滝川市情報公開条例施行規則(平成9年滝川市規則第51号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。